

地方消費税率の引上げ分の使いみち

消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）、その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に充てることとされています。

令和元年度決算における充当額は以下のとおりとなります。

経費区分		決算額 (千円)	財源内訳		
			特定財源 (国県支出金等) (千円)	一般財源 (千円)	うち引上げ分の 地方消費税交付金 (千円)
社会福祉	障害者福祉	8,284,262	5,381,420	2,902,842	390,106
	高齢者福祉	762,290	71,591	690,699	92,075
	児童福祉	14,001,475	9,566,636	4,434,839	596,063
	生活保護	7,361,435	5,438,903	1,922,532	259,263
	その他	73,512	438	73,074	9,692
社会保険 (介護保険事業等)		9,295,751	1,393,991	7,901,760	1,061,282
保健衛生		227,099	120,017	107,082	14,538
合計		40,005,824	21,972,996	18,032,828	2,423,019

※特定財源、一般財源

国県支出金など財源の使いみちが特定されているものを特定財源、市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といいます。